

## 令和元年度福島県社会福祉審議会 議事録

令和元年8月26日（月）

14:00~16:00

福島テルサ3階「あぶくま」

（生出企画主幹） それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和元年度福島県社会福祉審議会」を開会いたします。

私、鎌田議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の生出千秋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは最初に、福島県保健福祉部長の戸田光昭より御挨拶申し上げます。

（戸田部長） みなさん、こんにちは。保健福祉部長の戸田光昭でございます。よろしくお願ひいたします。福島県社会福祉審議会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、本県における保健福祉行政の推進に多大なる御尽力をいただいておりますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災から間もなく8年半が経過しようとしております。

避難地域では、医療提供体制の確保など、住民が安心して帰還できる環境の整備を着実に進めております。

また、全国に誇れる健康長寿の県づくりに向けては、今年3月に立ち上げた「健康長寿ふくしま会議」の下で、食・運動・社会参加を3つの柱に、これまで以上に県民の健康づくりに積極的に取り組んでいるところです。

さらに、4月には「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」等を施行したところであります、共生社会の実現に向けて、障がい等への理解を深める取組を進めていかなければなりません。

一方で、今なお多くの県民が避難生活を続けられており、被災者の見守りや健康支援等の継続、県全域での医師をはじめとした医療人材の確保、不足している福祉・介護人材の育成など、本県を取り巻く課題は山積している状況です。

県といたしましては、本県の復興・創生が実現できるよう、直面する保健・医療・福祉分野の課題解決に向け、市町村、関係団体の皆様と共にしっかりと取り組んでまいります。

本日は、「県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表」の実行状況や「保健医療福祉復興ビジョン」の進捗状況について御審議いただくこととしておりますので、委員の皆様それぞれのお立場から、忌憚のない御意見や御提案をお願いいたします。

最後に、県民の皆さん「すこやかでともにいきいき」暮らしていくことができるよう、本県の保健福祉行政を一層推進するためには、地域福祉・医療を支える委員の皆様のお力が不可欠であります。

引き続き、御協力と御支援をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

**(生出企画主幹)** 議事に先立ちまして、お集まりいただいた委員の皆様については、お手元の委員名簿のとおりでございますので、御確認願います。ここで、新たに就任された委員を御紹介させていただきます。

福島県保育協議会 副会長 安齋節子委員でございます。

福島県社会福祉協議会 事務局長 熊川恵子委員でございます。

福島県社会福祉士会 会長 松本喜一委員は欠席でございますが、副会長 菊地恵子様に代理として出席いただいております。

福島県ボランティア連絡協議会 会長 渡部孝二委員でございます。

福島県町村会 副会長 大堀武委員でございます。

会津大学短期大学部 准教授 久保美由紀委員でございます。

新任の委員の任期は前任者の任期までであり、他の委員の方々と同様、令和2年7月9日までとなっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、事務局職員については、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長の戸田のほか、お手元に配付しました事務局名簿のとおりとなっておりますので御確認願います。

次に、定数の確認をいたします。

本日は、審議会委員23名のうち18名の委員が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会条例第6条第4項に規定する「過半数の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、福島県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員長が鎌田議長となります。

鎌田真理子委員長には、議長席へ御移動いただき、挨拶を頂戴したのち、議事の進行をお願いいたします。

**(鎌田議長)** みなさまこんにちは。ただ今ご紹介いただきました、昨年度から委員長を拝命しております、鎌田でございます。

朝晩、だいぶ涼しくなってまいりまして、過ごしやすくなってきてている頃ではございますが、一昨日からの大雨による山崩れで平と小名浜を結ぶ鹿島街道の非常に交通量が激しいところが一部通行止めになっております。今年は非常に雨量の多い夏でございまして、山の側面の分厚い土砂が流れ落ちたということらしいのですが、幸い、人的被害が出ている状況にはないということで安心しております。

いわき市の住まい政策課の会議の打合せの時、市職員の方に聞いたところ3、4日は通行止めは解除にはならないだろうということでした。

振り返りますと、昨年 北海道の厚真町で同じように山崩れがございました、多くの人的被害がありましたので、それに比べれば大事に至らない状況ではございますが、危険な状況がいつ訪れるかもわかりませんので、あらためてリスク管理、リスクマネジメントの重要性を非常に感じております。

リスクマネジメントには「過程」(プロセス)が重要と言われておりますが、実は福祉の領域におきましては、福祉サービスを提供することが「過程」そのものでございます。本日は、保健福祉部のみなさまから福祉サービスのプロセス、進捗状況をお聞かせいただき、活発な議論を交わしていきたいと思います。委員のみなさま、どうぞ忌憚のない御意見をよろしくお願い

いたします。

(鎌田議長) はじめに副委員長の選任についてお諮りします。

副委員長は福島県社会福祉審議会運営規定第2条により、委員の互選となっております。

副委員長の選任についていかがでしょうか。案があればお示しください。

(篠木委員) (挙手) 日赤県支部の篠木でございます。副委員長につきましては、これまでの経過を踏まえまして、社会福祉事業者の中でも、社会福祉全般の視点で出席されている福島県社会福祉協議会事務局長の熊川恵子委員にお願いしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

(鎌田議長) ありがとうございます。ただ今、篠木委員から案をお示しいただきましたが、いかがでしょうか。

[ 異議なし ]

(鎌田議長) ありがとうございます。それでは熊川委員、御挨拶をお願いいたします。

(熊川委員) ただ今御推薦いただきました熊川でございます。大変重責ではございますが、勉強させていただくつもりでお受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(鎌田議長) 次に、議事録署名人の指名ですが、私から御指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

[ 異議なし ]

(鎌田議長) ありがとうございます。それでは、お一人目、福島県婦人保護推進会 会長の吉川三枝子委員、お二人目は、福島県医師会 常任理事の原寿夫委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

(吉川委員、原委員) 了

(鎌田議長) それでは、審議事項に入ります。まず始めに、「県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表の実行状況」について事務局から御説明いただきたいと思います。

(境野保健福祉総務課長) 保健福祉総務課長の境野と申します。資料に基づき説明させていただきます。資料1を御覧ください。まず始めに、これまでの経過等について御説明いたしました後、各施設の実行状況につきまして、それぞれの担当課から御説明させていただきます。

まず、1ページ目、2段落目に記載のとおり、法改正、施設を取り巻く社会情勢の変化等から、県立社会福祉施設は平成28年度に見直しの検討を行いました。その結果、同年10月の

社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、県立社会福祉施設のあり方見直しについて対応方針を策定したところであります。さらに30年2月に、具体的な手順、方策、時期等を工程表で示し、隨時進行管理していくこととしており、本日の社会福祉審議会におきまして、実行状況を御報告させていただき、審議いただくものであります。以上が経過等であります。

次ページが、各施設の工程表一覧になっており、黄色網掛け部分が令和元年度現在となります。

それでは、各施設の進行状況について説明させていただきますが、まずは12ページ、太陽の国関連施設につきまして、保健福祉総務課から説明させていただきます。

太陽の国病院等につきましては、平成18年度から指定管理施設として県社会福祉事業団に委託しているところでありますが、昨年度の実施状況といたしましては、実行計画に基づく診療体制の見直しとして、医師確保、診療所化に向けた手続き、新たな診療体制へ移行するための準備を進めてきたところであります。また、特記事項に記載しておりますが、厚生センターの有効活用についての検討などを行ってまいりました。それに対する実行状況としては、太陽の国病院の非常勤医師の安定的な確保のため、指定管理者（病院）と意見交換、調整を進めてきたところであります。また、診療所化に向けた準備も、法整備も含め、来年度にかけて進めているところであります。

また、厚生センターについては、昨年度に条例を改正し、今年度からは交流センターとして、認知症カフェの開設など、地域に開かれた有効活用を進めてまいりました。以上が太陽の国関連施設の取組・実行状況になります。続きまして各施設の所管課より説明させていただきます。

（菅野児童家庭課長） それでは児童家庭課より、3～8ページに記載の児童家庭課所管の施設について、施設概要も含めて説明させていただきます。

まずは、女性のための相談支援センターですがこの施設は、売春防止法、配偶者暴力防止法に基づき、要保護女性等に関する相談、調査、判定、自立支援等を行い、一時保護、長期保護する施設として、福島市に設置し、利用者に対し、各支援計画に基づき、自立のための家事の習得や家計の自己管理に関する援助を実施している施設でございます。工程表の中程をご覧いただきたいのですが、利用の状況に応じた支援の実施ということで支援計画の策定を行い、それに基づいて必要な支援を行っております。一番下の実行状況をご覧いただきたいのですが、29年度より利用者に対して、支援計画に基づく形で自立のための家事の習得、家計の自己管理といったものについて援助を実施しているところであります。

4ページ、福島学園についてですが、児童福祉法に基づき、不良行為を行った、あるいは行う恐れがある児童等に指導を行う児童自立支援施設として須賀川市に設置しております。近年は非行にかかる入所者が減っている一方で、虐待や発達障がいを起因とした問題行動を抱える児童やそういった行動により児童養護施設から措置変更になり入所するケースが増えております。工程表にもあるとおり、平成29年度以降、児童相談所と連携をとりながら、児童各自の自立支援計画に基づき、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援を実施しております。

5ページ、若松乳児院についてですが、児童福祉法に基づき乳児を入所、療育する施設として会津若松市に設置しております。工程表の実施項目としましては、新たな乳児院の機能及び施設運営方法等の検討、特記事項として、29年に厚労省が示した「新しい社会的養育ビジョ

ン」に基づく、県の計画の見直し、策定の中で新たな乳児院の機能・役割を検討することとしておりました。実行状況については、昨年度の8月から3月にかけて児童福祉専門分科会において、計画策定と新たな乳児院のあり方を御審議いただきました。鎌田委員長以下委員のみなさまには乳児院視察も含め、お世話になりありがとうございました。3月27日に予算で支援推進本部会議において、乳児院の多機能化・機能転換に向けた取組も含めた「福島県社会的養育推進計画」及び「新たな乳児院のあり方に係る対応方針」を決定し、具体的な内容は実行状況中程に示しております。今年度は新たな乳児院に係る基本構想策定ワーキンググループを開催する予定であります。

次に6ページの総合療育センターですが、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設として郡山市に設置し、手足等の機能が不自由な児童に対して、入所、通所により治療、訓練、生活指導等を行うとともに、総合的な外来診療を実施しております。実行状況としましては、29年度からの年次計画による施設改修、設備等の更新を実施しており、将来的な施設のあり方、今後のサービス提供体制の充実について、隨時検討をしていく予定であります。

次に7ページ、大笹生学園についてです。児童福祉法に基づく障がい児入所施設として福島市に設置しております。主として知的障がいのある児童が入所しており、児童の能力に応じ、心身の発達を促し、地域社会での自立を目指し支援しております。重度の知的障がい児や自閉症などの専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを踏まえた上で、社会福祉法人への移譲又は指定管理制度への移行も含め施設のあり方について、児童福祉専門分科会において審議を進めていく予定です。10月以降に予定をしておりますので、昨年度の乳児院に引き続き、委員のみなさまにはお世話になります。

最後に8ページ、郡山光風学園についてです。児童福祉法に基づき、聴覚に障がいのある児童が入所、自立支援等を実施しております。県内における難聴児教育の現状、地域の小中学校における難聴学級の設置状況等を踏まえ、入所及び一時支援（預かり）等のサービスのあり方について関係機関と協議を進めていく予定であります。

以上が児童家庭課所管の社会福祉施設見直しに係る工程表及び実行状況になります。よろしくお願ひいたします。

（遠藤障がい福祉課長） 続きまして障がい福祉課所管の施設につきまして、遠藤よりご説明させていただきます。

9ページ、ばんだい荘あおば、わかばです。あおばが定員60名のいわゆる大人の障がい者支援施設、わかばが福祉型障害児入所施設、定員40名になり、児者併設型の一体的な運営として福島県社会福祉事業団に委託している指定管理施設となっております。資料中程工程表の実行計画の策定・推進というのが今年度の対応になりますが、令和3年度以降の適切な管理運営方法のあり方を決定し、実行計画を策定することとしております。それらの実行状況ですが、昨年度からこれらの施設の入所者数やその推移、入所者の現状、踏まえて、事業団と打合せを重ねておりまして、施設の役割・機能を整理し、それらに対する地域のニーズ等を鑑みながら、方向性を示す実行計画を策定します。

次に10ページ、太陽の国ひばり寮です。身体障がいの方の入所施設です。実行計画の策定推進にありますとおり、利用者の地域移行を促進することとし、さらに後年になりますが、大規模改修の実施を予定しております。これらの実行状況といたしましては、引き続き利用者

の地域生活への移行を促進し、施設の改修につきましては、このあと説明する施設の改修後の着手と位置づけ、施設の老朽化や運営状況を注視しつつ、指定管理を継続してまいります。

続きまして、11ページの太陽の国、けやき・かしわ・かえで荘ですが、こちらも知的障がい者を中心とした障がい者支援施設になります。資料中程の実行計画の推進としましては、利用者の地域生活への移行促進、そして施設建替計画の実行となっておりますが、けやき、かしわ荘につきましては30年10月に建替の基本計画を策定し、31年2月に建築設計、地質調査、測量・造成設計の3業務の委託契約を締結しました。今年度は各委託業務の年度内完了に向けて進行管理を行ってまいります。説明は以上になります。

(鎌田議長) ただいま事務局から、資料に基づき、県立社会福祉施設のあり方について説明がありました。委員のみなさま ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

[ 質疑はなし。 ]

(鎌田議長) 特に御意見、ご質問等はないということで、事務局には、見直しを進めるための具体的な作業に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは次の議題に移ります。次の議題は「福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理」についてです。事務局から御説明お願ひいたします。

(境野保健福祉総務課長) 保健福祉総務課長の境野から説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日、ビジョンの関係資料といたしましては、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6を配布させていただいております。

資料2-1においては、ビジョンの概要と進行管理の方法について、資料2-2においては、各施策の進行状況について、資料2-3においては、各指標の評価をとりまとめた総括表について、資料2-4においては、各指標の達成状況の一覧について、御説明させていただきます。資料2-5については、資料2-4の達成状況の一覧の詳細版であります。また、資料2-6については、ビジョンが包括する個別計画の概要をまとめたものですが、時間の都合もございまして、こちらについては、説明を省略させていただきます

まず、はじめは、資料2-1により、ビジョンの概要と進行管理方法について説明いたします。この資料は1~3ページで「ビジョンの概要」、4ページ目で「ビジョンの進行管理方法」について記載しております。

1ページ目を御覧いただきますと、このビジョンの全体図を簡単にまとめてございます。「すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま”との基本理念のもと、目指す将来の姿、これを実現するための6つの基本目標という構成となっております。

さらに、2ページ目においては、基本目標ごとに施策の方向について記載しております。

3ページにおいては、各計画の体系図がございます。総合計画を県の最上位計画として掲げ、この部門別計画としてビジョンが位置づけられておりまして、ビジョンが包括する個別計画として、34の関連計画が位置づけられております。

さらにページをおめくりいただきまして、5ページの「ビジョンの進行管理方法」でございます。

1の基本的な考え方にもございますとおり、ビジョンは6つの基本目標につきまして、合計で38の施策と90の指標がございまして、この進行管理の方法としては、6つの基本目標ごとの主な施策及び指標の進捗状況を毎年度把握、分析することにより実施しております。

多様な意見の反映、客観性の向上を図るため、点検結果については、毎年、社会福祉審議会に報告・意見聴取を行い、この内容については、県HPで公表しております。

委員の皆様方の御意見を踏まえまして、次年度以降の取組等へ反映させる仕組みとなっておりますので、忌憚の無い御意見をいただきますようお願いします。

それでは、各施策の取組状況を御説明させていただきます。資料2-2を御覧下さい。当資料は、6つの基本目標と38の施策の方向ごとに、各種取組の進捗状況について、記載しております。資料の構成としては、主な取組の進捗状況、H30年度の主な実績、施策を推進する上での課題、施策の取組の方向性という内容となっております。43ページにも及ぶ資料であり、時間の都合もございまして、全て説明することは困難でありますので、ポイントに絞って説明させていただきます。

まずは、1ページ目、基本目標の1「復興へ向けた保健・医療・福祉の推進」「(1)復興へ向けた心身の健康管理対策の推進」について御説明いたします。県民健康調査等の着実な実施については、全県民を対象に県民健康調査等を実施するとともに、放射線による健康への影響等について、正しく分かりやすい情報提供を行っております。

次に、2ページ目、被災者の心身のケアについては、被災者への訪問等による見守り等を実施するとともに、支援者への支援活動の充実を図っております。主な取組の実績といしましては、心のケアセンター相談支援人数が4,876名となっております。今後とも、被災者への支援策の継続・強化を図るため、生活支援相談員や専門員の人材確保、さらには支援者を支える取組などにも努めてまいります。

続いて、3ページ目、(2)医療提供体制の回復でございます。本県の医師数は震災前からの絶対数の不足に加え、地域偏在も深刻な状況がございます。医師等の医療従事者の確保と医療機関の機能回復を図るとともに、避難地域の医療提供体制の再構築、避難地域を支える近隣地域の救急医療提供体制等の充実・強化を進めております。主な取組の実績といしましては、県外からの医療従事者等の雇用、修学資金貸与事業、医療施設の再開に向けた支援、ふたば医療センター附属病院及びいわき市医療センターの整備支援を行いました。今後は、福島県立医科大学（仮称）保健科学部及び助産師養成過程の整備に向けた取組を進めるほか、医療の復興に向けた取組を進めてまいります。

続いて、5ページ目、(4)安心できる子育て環境の整備でございます。18歳以下の県民の医療費無料化をはじめ、子育て・健康に関する相談支援、屋内遊び場等の環境整備、子どもの食に関する問題の解消に向けた取組等を実施しております。主な取組の実績といしましては、6ページに移ります。屋内遊び場については、5か所の整備支援と20か所の運営費支援等を行っております。

続いて、6ページ目、(5)福祉サービス提供体制の復旧でございます。福祉・介護事業所の深刻な人材不足に対応するため、人材の育成、確保、定着を図るための様々な事業を総合的に展開しております。主な取組の実績といしましては、県外から相双地域へ就職した方への就職準備金等の貸与事業のほか、キャリアアップの仕組の構築及び新人向けOJTの導入支援等

連の研修等を実施しました。

また、避難指示解除区域等で再開、運営する介護施設への応援職員の派遣、運営支援のほか、7ページに移りまして、訪問系サービスを提供する事業所への支援を実施しております。今後は、人材確保の取組に加え、若者に介護・福祉の仕事を理解してもらうための事業、介護・福祉職のイメージアップを図るための事業等を展開しつつ、福祉サービス提供体制の復旧に努めてまいります。

続いて、7ページ目、(6) 飲料水及び食品等の安全性の確保についてでございます。飲料水については、県内全ての水道水を対象としたモニタリング検査を実施、食品については、県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施しております。

続いて、8ページ目、(7) 保健・医療・福祉の連携体制の構築についてでございます。福祉避難所については、指定を促進するため、未指定の町への個別の働き掛けを実施したほか、指定した市町村の実効性を高めるため、開設訓練の支援を行っております。また、地域包括支援センターの機能強化に向けては、市町村、地域包括支援センター、関係機関を対象とした研修会の実施、地域ケア会議に対して、助言を行う専門職の派遣、補助事業による市町村の体制整備やモデル事業の取組の推進を行っております。主な取組の実績といたしましては、福祉避難所として55市町村441施設を指定し、開設訓練をこれまで計10市町村で実施したほか、福島県地域包括ケアシステム構築推進事業補助を26市町村35事業に対して交付しております。

続いて、10ページの基本目標2 全国に誇れる健康長寿の県づくりでございます。  
第二次健康ふくしま21計画に基づく、県民健康づくり運動を推進するため、市町村や企業、学校など関係機関と連携し、各種取組を実施しております。

健康長寿ふくしまの推進に向けた取組としては、食育活動、県民アプリを活用した動機付け、健康づくりに関する社会活動への支援など、効果的な健康づくり事業を県全体で進めるための事業を展開しております。また、心の健康づくり対策の推進としては、自殺問題への理解促進・啓発活動、相談体制の整備、市町村への自殺対策事業費助成などの各種事業を進めております。主な取組の実績といたしましては、健康長寿ふくしま会議設立総会の開催、ふくしま【健】民パスポート事業、ふくしま健民検定の実施のほか、ページをおめくりいただきまして11ページへ移ります。ふくしま健康経営優良事業所2018においては35事業所を認定、自殺対策としては延べ457件の電話相談の対応を行っております。

続いて、19ページ基本目標3 地域医療の再生と最先端医療の推進でございます。(2) 医師看護師等の確保と資質の向上については、修学資金被貸与医師等を対象に、キャリア形成支援や県内定着に向けた取組の推進、看護師の確保、定着支援に向けた取組、離職防止や再就業の支援、定着に向けた職場環境づくりの支援を実施しております。主な取組の実績といたしましては、医学部学生に対する修学資金の貸与が314名ございました。また、20ページ、(3) 安全、安心な医療サービスの確保としては、救命救急センターやドクターへりの運営費に対する支援などによる救急医療体制の充実強化、医療従事者と介護事業者の顔の見える連携拠点づくりへの支援、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材の育成に取り組んでおります。主な取組の実績といたしましては、ドクターへり運営費補助のほか、在宅療養支援診療所等に対する必要な医療機器の整備を97医療機関で支援いたしました。

続いて、23ページ、基本目標4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくりでございます。

社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するため、各種事業に取り組んでいます。また、保育施設の整備や保育人材確保、保育の質の向上等の支援を行っております。主な取組の実績といたしましては、子育て応援パスポート事業の協賛企業数として4,040店舗、教育・保育施設の整備支援として、12市町村、26施設、保育人材確保のための取組として就職支援相談1,230件、修学資金の貸付112人となっております。

次に、24ページ(3)子どもの健全育成のための環境づくりの推進として、放課後児童クラブや地域子育て支援センター等の設置促進、運営支援を行っております。

次に、25ページ(5)援助を必要とする子どもや家庭への支援としては、障がいのある子やその家族に対して、療育指導の実施や相談に応じるとともに、ひとり親家庭に対する経済的支援、就業支援などによる総合的な自立支援を進めております。

次に26ページ(6)妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保としては、不妊、不育症の治療に要する費用の負担軽減の支援のほか、各市町村の子育て世代包括支援センターが中心となり、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が提供できるよう、市町村に向けた会議や研修等を実施しております。主な取組の実績といたしましては、特定不妊治療費助成を416件実施したほか、子育て世代包括支援センター設置が完了した市町村が38市町村となっております。今後の取組としては、包括支援センター未設置市町村に対して、働きかけを強化しつつも、設置済市町村については、機能強化を支援していき、妊娠・出産・育児の一連の充実した保健・医療体制の確保を進めてまいります。

続いて、29ページ、基本目標5ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進でございます。(1)人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進としては、「障がい」や「障がいのある人」への県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項等を定めた「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」を制定したほか、手話の普及等に関する事項を定めた「福島県手話言語条例」を制定しました。

次に、32ページ、(6)地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援としては、障がい者本人が暮らしたいと望む地域において自分らしい生活が実現できるよう、地域生活移行及び定着を支援するとともに、長期入院者については、自立訓練等により自立力を高め、退院を促進し地域生活の定着を支援しております。また、障がい者の一般就労の促進については、労働局と連携し、「障がい者職業・生活支援センター」を設置し、職場生活と日常生活の両面から支援を行っております。

次に、33ページ、(7)DV、虐待防止及び被害者の保護・支援としては、相談窓口の対応、関係者の対応力向上に向けた研修、普及啓発等を実施しております。主な取組の実績といたしましては、児童虐待相談受付が1,240件、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・自立支援件数が1,477件となっております。今後は、引き続き、相談員等の資質の向上や警察署等関係機関との連携強化を図りつつ、身近な相談窓口である市町村への支援を行ってまいります。

次に、35ページ、(9)生活支援の充実としては、生活保護受給者の生活の支援と円滑な自立を促進し、保護の適正な実施に努めています。主な取組の実績といたしましては、生活保護の実績が13,805世帯17,209人となっております。

続いて、37ページ、基本目標6誰もが安全で安心できる生活の確保でございます。(2)ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進としては、やさしさマークの交付、おもいやり駐車場の利用証交付、施設情報のHP掲載等を行っています。

次に、39 ページ (5) 生産から消費に至る食の安全・安心の確保としては、食品製造施設や食品販売施設等に対して、衛生的な食品の取扱いや適正表示などの衛生管理について、監視指導を行っております。今後は、衛生管理の監視指導の強化とともに、「ふくしま食品衛生管理モデル」H A C C Pに沿った衛生管理の導入普及を図りつつ、違反食品の排除にも努めてまいります。

最後に、41 ページ、(8) 災害時の保健医療福祉体制の強化としては、災害派遣福祉チーム、災害医療コーディネーター、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の災害時の保健医療福祉体制の整備、この養成に向けた研修等の実施のほか、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の設置及び運営の体制整備に取り組んでおります。今後は、各チームの災害時の体制の検討を進めつつ、研修・訓練等を実施することで、体制を強化してまいります。

続いて、指標の達成状況につきましては、資料 2 – 3 の総括表にまとめてございます。

目標値がある指標の達成状況ですが、A の 1 0 0 % 以上の達成の指標が合計で 2 1 . 2 %、B の 8 0 % から 1 0 0 % 未満の指標が 3 0 . 3 %、C の 7 0 % から 8 0 % 未満の指標が 1 2 . 1 %、D の 7 0 % 未満の指標が 9 . 1 % となっております。記載はございませんが、昨年度と比較いたしますと、A の指標が昨年度 2 8 . 8 % から今回 2 1 . 2 % に低下、一方で D の指標は 7 つから 6 つへ減してございます。今後も、引き続き市町村や関係機関と連携しながら取組の強化を図ってまいります。

続いて、各個別の指標の達成状況のうち、主な指標について、御説明させていただきます。資料 2 – 4 を御覧ください。こちらは、指標値ごとに、目標値とその達成状況の概要について、まとめた資料です。前年度から評価が向上したものは 5 件ございまして、主なものとしましては、7 ページの「68 介護老人保健施設の定員数」が B から A へ。「69 ホームヘルプサービス利用回数」が C から B へ。8 ページの「77 指定障がい福祉サービスの日中活動系サービスの短期入所の利用量」が C から B とそれぞれ評価が上がっておりまます。

一方で、D ランクだったものは 6 件ございまして、主なものとしましては、1 ページ 「1 甲状腺検査の受診率」、2 ページ 「13 放射性物質の基準値を超えて出荷流通した不良品件数」、5 ページ 「48 県内製造販売業者の医薬品等の回収等件数」、「49 保育所入所待機児童数」、9 ページ 「88 不良食品発生件数」 等となっております。

引き続き、各種指標の評価分析を踏まえて、課題への対応を図りつつ、更なるビジョンの取組の推進に向けて、努力してまいります。

福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理についての説明は以上となります。

(鎌田議長) ありがとうございます。ただ今 事務局から福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について説明がありました。それでは、委員のみなさまから特に何かございますでしょうか。

(鎌田議長) 吉川委員 お願いいたします。

(吉川委員) 2点ほどお伺いしたいと思います。6ページの福祉サービス提供体制の復旧というところですが、今 介護を取り巻く環境も法律も変わりつつあり、いわゆる外国人の労働者の方々もたくさん県内企業に配置されることが想定されます。そういう方がスムーズに就労できるよう事業者側は取り組んでいると思いますけれども、行政としてもそういう方たちが仕事に定着できるように取組が必要かなと思われたものですから、ここのところに(6ページに) そういった記載がなかったものでお話しさせていただきました。

もう1点の方は、「福島新生こども夢プラン」という県の計画がございますが、今年の6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正があって、市町村も「子どもの貧困対策に関する計画」を策定することを努力義務としたところです。県は以前から取組はしており、その内容については、こども夢プランの計画の中から見て取れるわけなのですが、(他県の状況をみると、個別に子どもの貧困対策に関する計画を立てているところが多いようですが、) 今度は市町村が計画を策定しなければならないとなると、その足並みをそろえるためにも(県としては) 模範的な「子どもの貧困対策に関する計画」を市町村に示すというのもありますし、地域において次世代に、(親の悪い環境が子どもの世代に) 引き継がれがなくなるように、対策を講じ取り組んでいただきたいです。

(鎌田議長) ありがとうございました。第1点目の介護人材の外国人就労への支援体制の状況確認または要望となりますか、それらを含めての御質問になるかと思います。それについてはいかがでしょうか。福祉人材につきまして、お願ひします。

(花積社会福祉課長) 社会福祉課よりお答えします。外国人材の受入については、委員御指摘のとおりではございますが、当課としましては3つ事業実施しております。

以前から実施しているのが「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で認定関係なのですが、外国人の介護福祉士候補者を受け入れた施設に対し、日本語習得等に必要な経費を定額235,000円を助成しています。新規の事業としましては、1つ目は「外国人留学生受入環境整備事業」により、介護施設等による外国人留学生への奨学金の一部助成、意欲ある留学生と介護施設のマッチング事業を実施しています。新規事業2つ目は「外国人介護人材受入環境整備事業」として、介護施設等が行う外国人技能実習生の研修等の受入環境整備を支援します。

以上が、社会福祉課が外国人介護人材受入促進のため実施している事業となります。

(鎌田議長) 担当課より、奨学金助成や、研修等体制整備のサポートなどの事業のお話ありがとうございましたが、吉川委員いかがでございますでしょうか。

(吉川委員) 人材が不足している介護の現場には、(外国人材の方に) 定着していただく、人柱になっていただくこと。いい(外国人材の) 方が就労してくれれば介護施設としてもありがたいことだと思います。ありがとうございました。

(鎌田議長) ありがとうございました。外国人材の方はもとより、介護の現場は、地元の若い方が働いている重要な就業先でもありますので、国内の若者にも職場に魅力を感じるよう

PRをしていただくことを（私から）併せてお願ひしたいです。また、今後 外国人材の受入・就労に成功した施設の体験談等を県社協や県の広告媒体で取り上げたりするなど、国内外の若者に啓発を促す、PRするようにしていただけするとありがたいです。

（花積社会福祉課長）委員の御意見参考にいたしまして、今後とも事業を進めてまいります。

（鎌田議長）第2点目の子供の貧困に関する計画づくりの市町村支援についての御提案でしたがいかがでしょうか。

（菅野こども・青少年政策課長）こども・青少年政策課長でございます。ただいまの吉川委員からのご質問に対してですが、当県ではおっしゃるとおりで、子どもの貧困対策に係る計画としましては、「ふくしま新生こども夢プラン」という子ども関係の個別計画がございまして、こちらの方に県の基本計画の一つとして推進しているところでございます。今年6月の法改正により、これまで努力義務として県に課せられていた（子どもの貧困対策に係る）計画策定が市町村にも拡大されたわけですが、現在は改正後の法に基づきまして、「大綱」の作成について有識者会議により、進めているところでございます。そうした中で委員の御指摘にありましたとおり、本県の計画につきまして単独計画とすべきではないかということでございました。その点につきましては平成28年3月、推進法成立の当時でございますけれど、こども夢プランの中に子どもの貧困対策に係る計画を位置づけて、併せて推進し現在に至る状況であります。こども夢プランにつきましては、今年度末をもちまして終期を迎えるわけですが、次期計画につきましては、（別の会議）こども子育て会議におきまして御審議いただき、現在計画策定中であります。そういう中で現在の方向としましては、これまでどおり、子どもの貧困対策に係る計画をこども夢プランの中に据えて計画を推進する方向で進めております。実は私の方で調査したところ47都道府県中18が、子どもの貧困対策に係る計画を別の計画と併せて実施しているという結果が出ました。国の説明会により確認しましたところ、自治体の裁量の範囲とのことで、特に単独計画とななくても問題ないとのことでした。一方、市町村についてはいろいろな計画を国が要請しているということで、いわゆる「併用」型で計画を策定した方がやりやすいのではないかという見解でした。

いずれにせよ、審議会の御意見、国の判断、市町村の声等を総合的に踏まえまして、市町村の計画を支援していきたいとこのように考えております。

（鎌田議長）ありがとうございます。吉川委員いかがでしょうか。

（吉川委員）例えば、子どもを抱える貧困家庭の実態（現状）はどうなのか、課題はどうなのか。離婚家庭の子どもの就学率（高校、大学等の中退率）などのデータを分析した上でのきめ細やかな対応策が計画の中には見られなかったので、そういうことも含めて検討をお願いします。

（鎌田議長）ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

（菅野こども・青少年政策課長）御意見、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ございました。

(鎌田議長) そのほか、御意見等ございますでしょうか。

(鎌田議長) 渡部委員、よろしくお願ひします。

(渡部委員) 27ページの次世代の親を育成するための環境づくりの推進についてですが、県の人口減少問題について、婚活や世話やき人の登録活用など、増加とはいかないまでも、せめて横ばいになるぐらいにとどめたいものです。

(鎌田議長) ありがとうございます。渡部委員に資料の提供をいただきました、南会津地域の人口減少率15.4%ということで深刻な人口減少問題を私も感じておりますが、併せて5ページの合計特殊出生率において、下がったままあります。もちろん人口減少問題には取り組んできたのですが、実効性がなかったということで、問題視されておりますが、担当課としては対応策などございますでしょうか。

(菅野こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課でございます。御指摘のとおり本県の人口は震災後右肩下がりで推移しておりますが、当課としてはとりわけ「少子化」対策の推進としてふくしま結婚・子育て応援センターという、結婚支援から子育て支援までを総合的にサポートする拠点を設置しまして、支援の取組を行っております。そして合計特殊出生率につきましては、平成30年が最新の数値になりますが1.53と全国的にみると非常に高い数値にありますが、前年比でいきますと1.57からの0.04ポイント減と低下しております。これに関しまして特効薬はございませんが、県としましては、結婚、妊娠・出産、子育て それらのライフステージに併せた切れ目ない支援を行っていくことが大事なことと思っております。また、今年の4月に福島県立医科大学病院に生殖医療センターを開設、併せて不妊治療専門の相談窓口も設置し、不妊治療の包括的な治療を行う体制を整えております。そして、全ての市町村に子育て世代包括支援センターを設置していただき、妊娠の段階からケアしていく体制づくりの支援もしております。少子化対策は現在の最重要課題でございますが、(人口減少問題については)一度県を離れた若者に戻ってもらえるような、あるいは他県の若者も福島県にきてもらえるような施策も併せてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

(鎌田議長) 渡部委員 いかがでしょうか。

(渡部委員) わかりました。少子高齢化といいますが、「少子化」と「高齢化」は違うんですね。別に考えていかないとなかなかうまくはいかないと思います。特に南会津地域の人口減少は顕著なものですから、是非、町の方に働きかけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(鎌田議長) ありがとうございます。さきほど担当課から不妊治療についてもお話をありましたが、26ページに不妊治療を行った方の数がありますが、福島県のお母さんたちは出産年齢

が若い傾向にありますので、第2子、第3子というチャンスに恵まれる方が多くなると思いま  
すし、育児休暇の取得率もAランクと高く、制度や施策の周知も併せていけばうまくいくよ  
うな期待感ももっております。

その他、委員のみなさま なにかございませんか。

(鎌田議長) 吉原委員お願いします。

(吉原委員) 昨日私どもの地域で防災訓練を行いました。今回初めて避難所から福祉避難所への移送を行いました。まだ、その結果を検証していないので評価に至ってないのですが、8ページに福祉避難所の指定状況があり、会津若松市は30箇所の福祉避難所の指定を受けており  
ます。ただ、その指定をされてはいるんですけども、その福祉避難所が24時間体制にならざ  
るを得ない状況になったときに、果たしてその機能を保てるのか、というのが大変問題になっ  
ております。そこについて県としてはどのようにお考えになっているのか見解をお聞きした  
いです。

(鎌田議長) ありがとうございます。8ページの福祉避難所指定に関することで。防災訓練さ  
れた上での会津若松市の吉原委員からのご質問ですが、事務局いかがでしょうか。

(境野保健福祉総務課長) 保健福祉総務課です。福祉避難所は体制として「モノ」「ヒト」と  
いうのが大変重要であると思います。県においては「モノ」の方は、必要な福祉機器等が迅速  
に確保できるように福島県福祉機器協会と協定を結んでおります。一方「ヒト」については、  
運営スタッフが不足するような場合は速やかに人員を確保できるように社会福祉事業団と協定  
を締結しております。各市町村においても企業なり関係団体と連携をとり、いざという時に機  
能を果たせるように体制づくりをしているところであります。

(鎌田議長) ありがとうございました。吉原委員いかがでしょうか。

(吉原委員) 災害は地域によって大小いろいろ起こりうることが想定されます。被災規模、状  
況によっては、指定された福祉避難所が被災した時に他の避難所がカバーしなくてはならなく  
なることもあります。その点も検討して体制をつくっていただければと思います。よろしくお願  
いします。

(鎌田議長) ありがとうございます。

(境野保健福祉総務課長) いざという時に柔軟に対応できるように対策を講じていきたいと思  
います。

(鎌田議長) その他、いかがでしょうか。菊地委員お願いします。

(菊地恵子委員) 今のこと少し関連していることなんですけども、資料2-4、9ページの災

害時要援護者避難支援個別計画の策定市町村数が D の評価だということなんんですけど、これについては原因・理由はどのようなものなのかなと、災害時の個別計画が出来ていることが前提で平常時の見守りが出来て、災害の時だけではなく、平常時も安心して生活が送れるということだと思うのですが、なかなか進んでいないということなんんですけど、それに関する県の計画、お考えについてお伺いしたいです。

(鎌田議長) ありがとうございます。県としてはいかがでしょうか。

(境野保健福祉総務課長) お答えします。個別計画の策定ですが、進まない原因としては、平成 25 年度以降については、災害対策基本法が改正されまして避難行動要支援者の名簿を作成し、その名簿情報を関係支援機関へ提供することが義務づけられましたが、名簿の情報提供について同意を得ることが難しくなかなか進まない状況になっております。それに対しての県の取組としては、災害対策課が進めているところですが、福祉部門との連携を今後一層深めまして、未指定市町村を一つでも少なくするため働きかけを行っていきたいと思っております。

(菊地恵子委員) わかりました。名簿もそうなんですが、平常時の見守りをいかにして行っているかが大事だと思うんですね。そのようなことも含めて取り組んでいただけたらなと思います。

(鎌田議長) 名簿につきましては毎年対象者の居住地も変わってきたりしますのでリニューアルしなければならない部分もあり大変なんでしょうけども、いわき市では手あげ方式で「緊急時の名簿作成に御協力を」ということで協力いただき、市・市社協・地域包括支援センターで名簿情報共有を定期的に行っているところなんですけども。緊急時に名簿が更新されていなくて大変な思いをしたことがありましたので、県としては緊急時の情報開示について、うまく提案をしながら、何かしら理想の形に近づけるよう対策を講じていただければと思います。

その他、委員のみなさま、いかがでしょうか。

(鎌田議長) 関根委員、お願いします。

(関根委員) 資料 2-2 (5)になります。援助を必要とする子どもや家庭への支援のところなのですが、適切な養育を受けることが出来ない子どもについては、児童養護施設等における養育や保護による生活支援を進め、社会的自立を促進している中で、児童養護施設以外の形態として自立援助ホームが福島では郡山市、いわき市にやっと一つずつ出来たところです。今福島県にはありませんが、他県だと子どもシェルターという形で、被虐待であったり、非行のあるお子さんを一時的に受け入れる民間の施設があるんですが、県内においてもそういう子どもの居場所になるような施設に対しての支援体制があればと思いました。

もう一つが、発達障がい児地域支援マネージャーの配置について 30 年度の実績があるんですが、子どもだけではなく成人している方も、発達障がいであったりいろんな障がいがあるにも関わらず、医療機関などに繋がれていない方が、刑事案件等を起こしてしまい私が弁護士として関わってしまうケースが多くあります。出来れば子どものうちに(出来るだけ早い時期に)

支援だったり医療だったりに繋がる事ができればと思うのですが、その辺に関しては県としてのケアがあるのかをお伺いしたいです。

(鎌田議長)ありがとうございます。1点目は子どもたちのための新しい居場所づくりの体制。2点目は発達障がいをお持ちの方への支援体制。発達障がいといいましても、先日児童デイサービスを訪問させていただいたのですが、中学生の方が、非常に落ち着いており、癇癪を起こすような子はありませんでした。その理由を伺ったところ、まさに早期発見から早期療育という経緯が功を奏しているというケースでした。青年期の発達障がいに関しては、昨今の殺人事件なども問題視されておりますが、そういう方への支援体制はどうされてますかということになりますね。県としてはいかがでしょうか。

(菅野児童家庭課長) いずれも児童家庭課から回答させていただきます。

1点目の民間シェルターに関するのですが、資料25ページに児童養護施設等における養育や保護について記載しておりますが、療育が必要なお子さんと、児童養護施設、里親さん、少人数でケアをされているファミリーホームがありますとともに、先ほど関根委員からお話をましたが自立援助ホームがございます。こちらについては、子どもが自立に向けて就労するにあたり、人間関係の構築であるとか、通常の生活習慣であるとか、就労するための基本的な取組であるとか、そういうことをサポートする施設です。一般的に保護が必要なお子さんは、児童相談所を通して、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立に向けた取組を援助する施設である自立援助ホームに入所します。先ほど資料1の工程表のなかでもお話をしましたが、昨年度の分科会の中でも検討させていただいた、福島県社会的養育推進計画の中で、それぞれの支援をどのようにしていくかということを検討しておりますので、それらに基づいて子どもたちの支援をしてまいりますが、先ほどおっしゃられた民間シェルターについては、具体的な動きや支援対象としてのお話などについて現状では見えてこない状況ですが、県社協に児童福祉施設部会がございまして、自立援助ホーム、ファミリーホームの方々とも支援に係る意見交換をさせていただいており、今後もそういう中で連携をとりながら子どもの支援に努めてまいります。

2点目の発達障がいに対する支援につきましては、県立の発達障がい者支援センターが、郡山市にあります総合療育センターに併設されており、専門的な判定、支援を行っているところですが、専門的な判定を受けたいという需要に対して、待機いただいている状況にあるため、発達障がい地域支援マネージャーを各圏域、7地域に配置しておりますので、そういうことと連携しながら、お話をありましたように少しでも早期に、そういうお子さんのための環境をどのように整備出来るかということを、一緒に考えております。なお、県の取組として昨年から、小児科医や医療関係者を対象として、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を年3回ほど開催しまして、医療従事者の方に少しでもそういう視点をもっていただけるよう、そして地域において発達障がいを早期に発見・対応出来るよう環境の整備に努めております。

(鎌田議長) ありがとうございます。関根委員いかがでしょうか。

(関根委員) ありがとうございます。

(鎌田議長) いろいろな立場の方々が連携し支援体制をくんでいるということでございました。併せて、委員(議長)の立場で申し上げたいのですが、30ページにボランティアセンター、ボランタリーアソシエーションのことがありますが、ある問題を解決思考しながらボランティア活動をされている方々への働きかけ、支援体制をより活発にしていただいてNPOとかボランタリーアソシエーショングループなどが育っていくような支援体制をより強固にしていただくと、住民の方々も子育てを通して発達障がいの方やその他の障がいをお持ちの方の家族会等当事者同士がアクションを起こしていくような力を持っていきますので是非、(県社協さん含めて)予算等をつけていただきながら、活動が出来るような環境を整えていただければと思います。

その他、委員の皆様、何かありますでしょうか。

(鎌田議長) 渡部委員、お願いします。

(渡部委員) 障がい者施設を経営している上で、お聞きしたい点があります。実は昨年度から、「共生型」のサービスを提供することになったのですが、行政機関に制度等のことを聞きに行っても、介護はあちら、障がいはそっち、とたらい回しにされて辟易している。法律が分かれているサービスと一緒に提供するのは無理があるのではないか。そこのあたりを県の方にお聞きしたい。

(鎌田議長) ありがとうございます。渡部委員、施設を経営なさっている上での、共生型のデイサービスにおいて介護が必要な方と障がいをお持ちの方が共に生活することに関するお話ですね。実は私どものいわき市においてNPO法人で昨年度オーブンした施設も共生型でいろんな制度に跨がるものですから、手続きが煩雑なこと、窓口が分かれていてたらい回しになってしまうというデメリットがある感じではありますよね。制度をきちんと理解し有効に活用するためにも、いい機会でございますので事務局の方からお聞きしたいと思います。

(遠藤障がい福祉課長) 障がい福祉課からお答えします。共生型サービスの理念としては、障がいをお持ちの方の高齢化という現実を踏まえまして、介護保険と障がい福祉の共生した形での交流の場、障がい福祉から介護保険にいきなり切り替わるのではなく、日中の居場所として柔軟にサービスを選択できるようにというものではあるのですが、なかなかそのサービスを提供できる施設が増えていかない、定着できないという背景があります。今お話をいただいた、保健福祉事務所等の窓口に行かれたときになかなか適切な助言を受けられないという点に関しては、県としましてはもう少し丁寧に対応出来るように考えてまいりたいと思っております。

(渡部委員) 是非、そのようにお願いいたします。

(菅野高齢福祉課長) 高齢福祉課です。貴重な御意見ありがとうございました。共生型サービスは高齢の方にせよ障がいをお持ちの方にせよ、よりよく安心に暮らせることが最優先なわけ

ですが、それぞれにおいて制度を持っていることが、現時点で若干歪みになっているのかと思います。それらを埋めていくのが市町村、出先の保健福祉事務所となるわけですが、お話しのあったことを真摯に受け止めまして、横の連携も図れるように対応させていただきたいと思います。

(鎌田議長) ありがとうございます。手前味噌で申し訳ないのですが、(先にお話ししました) NPO 法人の共生型サービスの事業についてはいわき市の元保健福祉部長が事業を取り仕切っており、手続きの煩雑さとか苦労というものは非常に良くわかっております。お話をさせていただくことでお役に立てればと思いますので参考まで。では、他に何かございませんか。

(熊川委員) 先ほど委員長の方から、ボランティア関連のお話していただきましたが資料 30 ページにありますように、誰もが人ととのつながりを感じることができる社会づくり推進という理念でボランティアセンター等の機能の充実を図っております。ボランティアフェスは 2 回進めた中ではありますが、もしかしたら地域ごとで横の連携もあるつながり方もできるかと、今後試行を重ね、実効のあるものに取組をしていければと思います。それに関連することで、資料 2-4、7 ページ 地域福祉計画策定率、29 年度 52.5% ですが、全国的に見てまだまだだなという感があります。高齢化と人口減少が進んでいく中で、地域共生社会をどのように目指していくかということに対し、住民の方々に主体的に地域の福祉づくりに参加していただくというのがこれから大きなテーマなのかなと思っておりまして、実はこの計画については策定の段階から住民の方、民間の団体の方々に参加していただいて身近にある課題はなんであるかということ、ニーズを把握していただくことを狙いとしておりますが、それらの重要性に係る認識がまだまだ甘いのかと感じております。地域に高齢者単身世帯があれば、ちょっとしたことからお手伝いできるのではないだろうかという、いわば気づきの観点から住民の方々に地域づくりに参加していただくことが出来れば、この計画の持つ意義があると思います。例えば研修等、県主催のものでそれらを促進できるようなもの、市町村等に対する支援策などがあれば、伺いたいです。

(鎌田議長) ただいま熊川委員からボランティアフェスティバルに関してはエリア毎の開催の想定があるということ、地域福祉計画については、県としての支援体制に係る御質問ですが、いかがでしょうか。

(花積社会福祉課長) 社会福祉課です。ボランティアセンターの充実化ですが、今後も県社協さんと一緒にボランティア団体等の活動促進にあたり銳意進めてまいりたいと思います。地域福祉計画の策定につきましては、平成 29 年度の社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の実現に向けての計画策定、取組は努力義務化されているわけですが、今後より多くの市町村が計画策定に向けた取組が進むよう、県としても促していきたいと思っております。

(鎌田議長) 熊川委員、いかがでしょうか。

(熊川委員) よろしくお願ひします。

(鎌田議長) その他、委員のみなさま、いかがでしょうか。

(久保委員) ちょっと話がさかのぼります。先ほど、共生型サービスの提供ということで「高齢者」、「障がい者」で制度が別になるということでしたが、そこに「児童」も加わってくるのが現実的なところだと思います。それを含め、別制度だからと「縦」に割ってしまうのではなく、福祉全体を横軸で手続きや制度説明をしていただけるような形が望ましいです。もうひとつですが、前回ビジョンを策定したときにいなかった私が結果だけをみながら言うのも何ですが、今日の進行管理としての役割を考えたときに、それぞれ個別の課題に対する個別の取組・示す方向性というのがあるわけですが、計画全体としては大きな方向転換をすることなく現状を維持しながら取り組んでいくのか、ということについてお聞きしたいです。もう1点は指標にはならない、数値化されない部分というのもあるかと思うのですが、現状低い(D評価)に対しての個別の対応策、目標が示されているのかというのが、見えてこない感があるのでその点についてお願ひします。

(鎌田議長) ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

(花積社会福祉課長) 社会福祉課です。平成30年度から介護報酬、障がい福祉サービスにかかる報酬の体系が変わり、共生型サービスを提供できる体制となったわけですが、その際に訪問介護、通所介護のサービス提供に当たっては、施設基準の枠を超えてはいけない厳格性をある程度緩和し、サービスを受けられるような体制になっております。そのときに必要なサービスを選択できる柔軟な体制ではあるわけですが、そこに「障がい者」だけではなく「障がい児」も含めることが出来るかということになりますが、今後必要に応じ連携を図っていくべきと認識しております。

(菅野児童家庭課長) 児童家庭課です。共生型社会の中で、「児」から「者」に移行する部分ですが、これまでも出来るだけ早いうちに児相も含め、連携対応するように努めてきたわけですが、ご指摘の部分に関しましても緊密な連携のもと、対応していきたいと思っております。

(鎌田議長) ありがとうございます。続きましてビジョンの進行管理につきましてお願ひします。

(境野保健福祉総務課長) ビジョンの進行管理につきましては計画期間が令和2年度までということで、来年度からの計画策定の段階にあるわけですが、指標につきましては新しい計画の策定に向けて、御意見等ございましたら、それを反映させ、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

(鎌田議長) ありがとうございました。久保委員いかがでしょうか。

(久保委員) よろしくお願ひします。

(鎌田議長) 他に何かございますでしょうか。菊地委員、お願ひします。

(菊地恵子委員) 資料2-2の30ページ、成年後見制度の利用促進ですが、令和3年度末までに市町村が中核機関を設置しなければならないとなっているわけですが、なかなか進まない現状にあるようです。市町村間に温度差があるようで、進んでいない市町村は検討もつかないという状況にあるようですが、そこにつきまして。また、権利擁護だけではなく制度そのものに対応するチカラに市町村間の差を感じております。そこで県のバックアップが非常に重要になってくるかと思われますが、県の福祉事務所、市町村の対応力の向上に向けて支援していただきたいです。

(鎌田議長) ありがとうございます。事務局、よろしくお願ひします。

(菅野高齢福祉課長) 高齢福祉課です。委員のおっしゃるとおりでございます。地域を支える市町村をどう支援していくかですが、ごく一部の市町村しかネットワークができていない。県といたしましてはセミナー、研修会、広報を活用し制度普及に努めているのが現実ですが、痴呆性高齢者の方で制度を利用すべき方が潜在的にいるのではないかという部分も否めない状況にあります。本件に関しては保健福祉事務所と話をします。小さい市町村まではなかなか難しい部分があるかと思われますが、まさにそういったところを(制度の普及啓発の)ターゲットにしながら、県としてどういった支援が出来るのか市町村と話を進めてまいりたいと思っております。

(鎌田議長) 力強いお言葉ありがとうございます。このことについては(全国的に言えば)町村レベルでも中核機関を設置しているところもありますのでそういう先駆モデルを参考にしつつ、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。  
その他、なにかございますでしょうか。予定の時間を超過してしまいましたが、委員の方々でこれだけはお話ししたいという方、いらっしゃいましたらお願ひします。  
よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回各委員の方々からいろいろな意見をいただきましたが、今後、来年度の予算編成、今後の計画策定に向けてご検討いただければと思います。

再度になりますが、委員のみなさま 何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
予定の時間を大幅に超過してみなさまにご迷惑をおかけしましたが、みなさまの御意見をたくさん頂戴いたしまして、実りがある審議会であったかと思います。本日予定しておりました議題は全て終了となります。

委員のみなさまにおかれましては、円滑な御審議、御発表ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

(生出企画主幹) 長時間にわたり、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、保健福祉部長の戸田よりご挨拶申し上げます。

(戸田部長) 最後に一言、ごあいさつさせていただきます。

本日は、委員の皆様お立場から貴重な御意見、御提案をいただきまして、誠にありがとうございました。

説明の部分が、ちょっと長くなってしまったかなという気がしましたが、委員皆様方の御意見等を事業を進めていく上でどう活かすか、というのが私たちの仕事になりますので、是非今後とも、こういった御意見等いただけますよう、お願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今後とも当審議会や分科会及び部会において、貴重な御意見をいただければ幸いでございます。

本日は誠にありがとうございました。

(生出企画主幹) 本日は、お忙しいところ、審議会に御出席いただきまして、ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和元年度福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。



この記録の正確なることを認め署名する。

令和元年 12月 27日

議長 委員長

糸井 真理子 

署名人 委員

吉川 三枝子 

署名人 委員

原 寿夫 